

| 情報本部仕様書 | | | |
|----------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 物品番号 | 仕様書番号 | | |
| 品名 又は 件名 | C3棟フロア移設に伴う分電盤改修及び電源回路配線役務 | DIH-LG-26013 | |
| | | 防衛大臣承認 | 令和 年 月 日 |
| | | 作成 | 令和 8年 5月 11日 |
| | | 改正 | 令和 年 月 日 |
| | | | 令和 年 月 日 |
| 作成部隊等名 | 情報本部画像・地理部 | | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部画像・地理部（以下、“官側”という。）が調達する「C3棟フロア移設に伴う分電盤改修及び電源回路配線役務」（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

1.2.2 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

b) 仕様書

DIH-LG-26007 C3棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2）

2 役務に関する要求

2.1 本役務の概要

C3棟においては、情報本部の新たな体制／態勢に合わせ、大規模な執務室の区割り変更を行っており、この一環として、令和7年度には、情報本部画像・地理部内の執務室の区割り変更に伴うフロア移設を完了したところである。令和8年度は、画像・地理部にとどまらず、情報本部他部を含めた大規模な執務室の区割り変更に伴うフロア移設を行う計画である。

かかる情報本部内の執務室の区割り変更において、本役務は、使用電力が大幅に増加することが見込まれる区画について、既存の分電盤から所用の分電盤を分岐して新設するとともに、区画内の必要箇所に電源回路を配線することを目的とするものである。本役務は、別に契約するフロア移設役務「C3棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2）」(DIH-LG-26007)と並行して実施する作業であり、本役務の実施に当たっては、当該フロア移設役務の実施と連携した上で作業を進めなけれ

ばならない。また、分電盤の改修及び電源回路の配線に先立ち、執務室内の分電盤及び電源回路配線の詳細を確認し、その結果を基に必要な作業を実施する。

2.2 一般要求事項

本役務における一般要求事項は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の全部を下請負者、再委託先等に委託してはならない。また、本役務の一部を下請負者、再委託先等に発注又は委託する場合にも、本役務の作業の実施中、契約相手方の社員が常時継続的に現場において下請負者、再委託先等への指示・監督に当たらなければならない。
- b) 本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。
- c) 本役務は、C3棟に所在する情報本部の複数部局にまたがるフロア移設事業と連携して作業を進める役務であり、当該フロア移設事業を含め、情報本部の運用に影響を及ぼすことのないよう限定された時間枠で進める必要があることから、契約相手方は本役務の実施に当たり、官側と念入りに調整を行うことでフロア移設事業との連携を図るとともに、フロア移設作業の進捗によっては夜間及び土日祝日も含めた作業となる可能性があることをあらかじめ承諾していなければならない。

2.3 役務の実施場所

本役務の実施場所は、東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省市ヶ谷庁舎C3棟内とし、その細部は図1のとおりである。

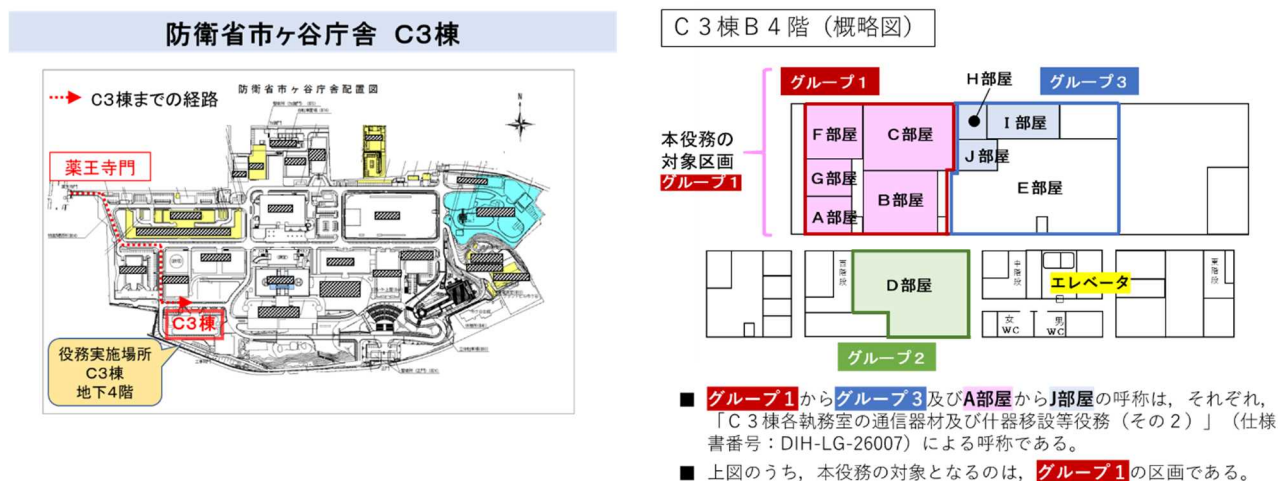


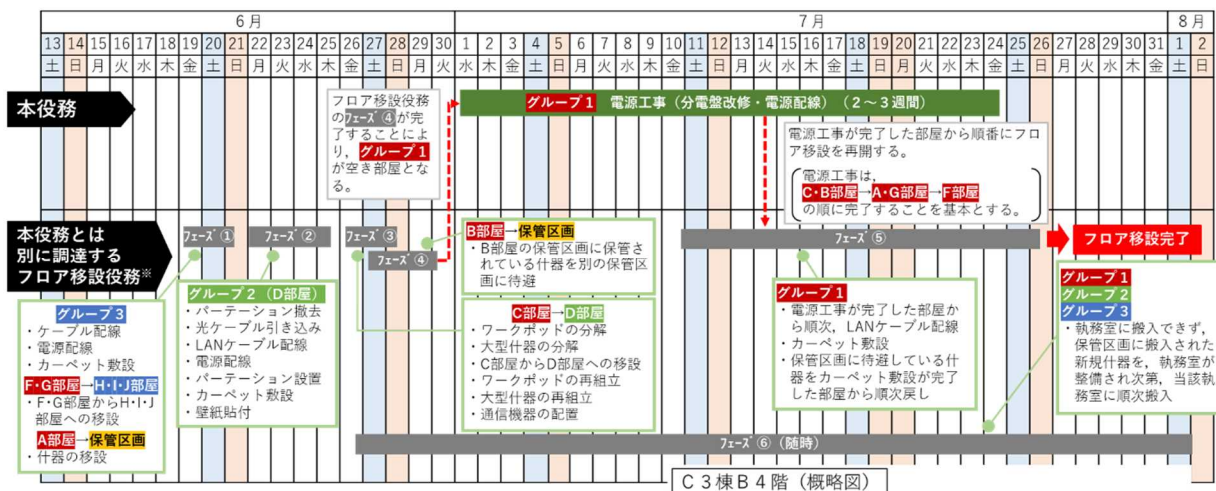
図1 役務の実施場所

2.4 役務期間及び実施内容・実施時期

本役務における役務期間及び実施内容・実施時期に関する事項は、次のとおりとする。

- a) 本役務の期間は、契約締結日から令和8年9月30日（水）までとする。
- b) 本役務と、本役務とは別に調達するフロア移設役務のスケジュールを並行して示すと、表1のとおりであり、本役務は官側を通じてフロア移設役務と連携を図りながら作業を進める必要があるため、実際の作業の実施時期については、官側と念入りの調整を行った上で決定しなければならない。

表 1 本役務の実施時期



※ C3棟各執務室の通信器材及び什物移設等役務(その2)
(仕様書番号: DIH-LG-26007)

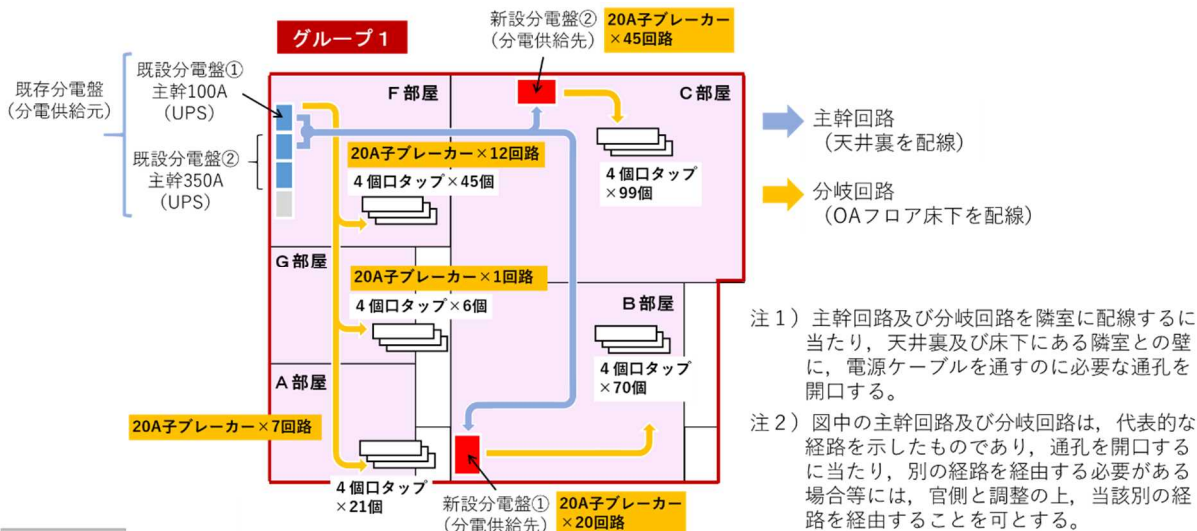
注) 表中の工程は目安であり、実際の工程及び実施日は、契約相手方が官側と調整して決定する(本役務とは別に調達するフロア移設役務の実施時期と合わせて作業を行う必要があるため、具体的な実施日の決定に当たっては、官側と十分な調整を行う必要がある)。



2.5 分電盤の改修・電源回路の配線

本役務における分電盤の改修及び電源回路の配線に関する事項は、次のとおりとする。

- 契約相手方は、本役務の対象となるグループ1の区画について、既設の分電盤と電源回路配線の現状を把握し、必要な資材や新たに敷設する電源回路の配線経路を確認するため、本役務の契約締結後、速やかに役務実施場所に立ち入り、事前調査を行わなければならない。
- 分電盤の改修及び電源回路の配線は、グループ1の区画において、図2を基準に実施する。



要求事項

- F部屋に設置された既存分電盤(UPS分電盤である既設分電盤①及び既設分電盤②)から主幹回路を分電し、天井裏を経由して、B部屋及びC部屋に配線する。なお、主幹回路は天井裏を経由する。
- B部屋及びC部屋のそれぞれに必要な分電盤(新設分電盤①及び新設分電盤②)を新設する。
- A部屋、B部屋、C部屋、G部屋及びF部屋に、それぞれの分電盤(既設分電盤①、既設分電盤②、新設分電盤①及び新設分電盤②)から20A子ブレーカーの数に応じた電源ケーブルを分岐回路として敷設する。
- 分岐回路のハーネスから必要な数の4個口タップを分岐させ、各執務室のレイアウトに応じ、適当な場所から4個口タップを床に出す。なお、4個口タップは十分な余長をもって、床に出すこととする。また、4個口タップに接続する通信器材はいずれも大消費電力のものであることを十分に勘案し、電力が1か所に集中しないように留意する。

図2 本役務の実施内容の概要

- c) 分電盤の改修及び電源回路の配線に必要な資材は、**図2**の要求事項を満たすのに適当なものを、契約相手方が官側と調整の上、決定し、準備するものとする。また、これらの作業を行う上で必要になる機器についても、契約相手方が準備する。
- d) 電源回路の配線に当たっては、電力が1か所に集中しないように留意し、万が一、通信器材の配置後に電源に偏りがあることが判明した場合には、回路の組換えにより、これを是正しなければならない。

2.6 分電盤改修・電源回路配線後の点検

契約相手方は、分電盤の改修及び電源回路の配線後に、官側の立会の下、必要な点検を行い、分電盤及び電源回路が正常に作動することを確認する。

2.7 養生

契約相手方は、本役務の履行に当たり廊下、ドア等に適切な養生を行い、施設に損害を与えないこと。なお、養生に必要な材料は、契約相手方が準備する。また作業終了後は、保護剤及び施設の養生に使用した資材は取り外し、契約相手方がすべて回収する。

2.8 損傷発生時の対応

本役務の履行において施設等に何らかの損傷が生じさせた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により修復を行うこと。

2.9 本契約の履行に必要な細部の調整

この仕様書に定めるもののほか、本契約の履行に当たり細部の調整が必要な場合には、契約相手方と官側で調整して決定するものとする。

3 品質保証

3.1 監査・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- c) 契約相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウィルススキャンソフトでウィルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

4.2 立入手続

立入禁止場所への立ち入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の履行に当たり必要となるC3棟の立入禁止場所への立入手続について、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき、官側と調整の上、行うものとする。なお、立ち入りの申請が許可されるまでには期間を要することから、契約相手方は、本契約の締結後、速

やかに申請の手続を行わなければならない。

- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うに当たっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養される、立ち入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業に当たっては、官側の立会者の統制に従うこと。

4.3 官側の支援

契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.4 廃材の処理

本役務の履行等により廃材が生じた場合は、契約相手方が処分する。

4.5 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。